

全養協通信

平成23年8月10日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 「社会的養護の課題と将来像」が示される

～児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会(第4回)

・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(第12回)～

厚生労働省は、6月30日に第4回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会(以下、「課題検討委員会」)、7月11日に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(以下、「専門委員会」)を開催し、『社会的養護の課題と将来像』(以下、「課題と将来像」)をとりまとめました。「課題と将来像」は厚生労働省のホームページで公表されています。

全養協からは、課題検討委員会に伊達直利副会長と武藤素明制度政策部長が、専門委員会は伊達副会長が委員として出席して検討項目への意見を述べています(両委員会について23年5月まで藤野興一前副会長が出席)。また、両委員会に以下の「基本的考え方」を示しています。

(「課題と将来像」の検討項目に対する全養協の基本的考え方)

1. 社会的養護におけるパラダイムの転換を理念上明確にすべきである
2. 「施設の小規模化と施設機能の地域分散化」については、その道筋を明確にすべきである
3. 「第三者評価の義務実施」については、費用負担と評価基準・評価機関の課題が考えられる
4. 施設長の資格要件の整備と、自ら学び続ける存在としての施設長の研修の必要性を理解している
5. 人員配置の充実、加算配置に拠らず職員の基本配置の引上げにより行われることが基本である

(1) 「社会的養護の理念と機能」「基本的方向」について

「課題と将来像」では、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」の2点を社会的養護の理念とし、その機能として「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護する」こと、「養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う」こととしています。

そして、その基本的方向を、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家庭支援、地域支援の充実、としています。

(2) 「児童養護施設の課題と将来像」について

児童養護施設の課題と将来像については、「個別化」「小規模化」「地域化」をポイントに、小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進を掲げ、その具体的な方策として下

記(a)～(c)の3点を示しています。

- (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化(オールユニット化)をしていく。
- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。(45人以下は現在の小規模施設加算の基準)
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

このほか、本体施設の高機能化として、里親支援担当職員や自立支援担当職員といった新たな職員配置により、親支援や里親支援、アフターケアなど地域支援を行う体制を充実するとしています。

(3) 「社会的養護の共通事項の課題と将来像」について

平成 23 年度中を目標に、各施設等種別ごとに、運営理念等を示す『施設運営指針』を策定するとしています。

そして、児童養護施設については、より詳しく、施設職員の活動の指針となるニーズ把握の方法と『ケア標準』を作成するとしています。

(4) 「施設の人員配置の課題と将来像」について

社会的養護の各施設における被虐待児や障害児、DV 被害を受けた母子の増加等の社会状況の変化を受けて、人員配置の不足と引上げの必要性を提起しています。

児童養護施設は、そうした児童などに対するケアを充実するために人員配置の充実が必要として、下表のような人員配置の引上げの目標水準が示されました。児童養護施設の場合、小学生以上 6 : 1 から 4 : 1 を目標水準として、これに小規模グループケア加算を加えることで 3 : 1 相当を超える配置ができるとしています。

【直接養育にあたる職員の基本配置の引上げ】

現状 (措置費)	目標水準 (課題と将来像)	全養協の提言
児童指導員・保育士		
0歳児 1. 7 : 1	0歳児 1. 3 : 1	0・1歳児 1 : 1
1・2歳児 2 : 1	1・2歳児 2 : 1	2歳以上幼児 2 : 1
3歳以上幼児 4 : 1	3歳以上幼児 3 : 1	小学生以上 3 : 1
小学生以上 6 : 1	小学生以上 4 : 1	

「課題と将来像」および全養協資料をもとに作成

(5) 「社会的養護の整備量の将来像」について

9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームとなっている現状から、今後10数年をかけて「里親及びグループホーム」「グループホーム(地域小規模児童養護施設や本体施設の外で実施する小規模グループケア)」「本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)」を概ね1/3ずつの児童数とする方向性が示されています。

児童養護施設の本体施設での長期入所をなくす必要があるとして、本体施設からグループ

ホームへ、そしてファミリーホームや里親へ支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制への変革を求めています。

『社会的養護の課題と将来像』は、厚生労働省ホームページに掲載されています

当該資料の掲載ページ URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8sw.html>

2. 児童福祉施設最低基準の改正省令案パブリックコメントを実施

～『施設長の資格要件明確化・研修義務化』と『第三者評価義務実施』～

「課題と将来像」を受けて、『施設長の資格要件の明確化及び研修の義務化』『第三者評価の義務実施』に係る最低基準の改正に向けた、パブリックコメント等の所要の手続きが行われました。8月中にこの改正に関する省令が公布され、第三者評価の義務実施の規定を除き即日施行となる見込みとなっています。

全養協では、改正省令案について、「施設運営の質と職員の専門性の向上を目的とした制度改正であり一定の評価ができる」としながらも、施設長の資格要件としての実務経験の重要性や、研修義務化に伴う内容や実施方法に関するさらなる検討・工夫の必要性、第三者評価の義務実施については、評価基準や評価機関、評価者の質そのものに課題があることなどを指摘しています。また、研修義務化や第三者評価の義務実施等、義務化に伴う新たな費用負担の増について措置費（公費）による支弁の検討を求めています。

3. 児童相談所における虐待相談対応件数が55,152件(速報値)

～平成23年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議(7月20日)～

7月20日、厚生労働省は全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)」と平成22年度の児童虐待相談対応件数を公表しました。児童虐待相談対応件数は、前年度(21年度44,211件)より1万件超増加して55,152件(速報値)と過去最多を更新しました。(今回の報告数は、震災の影響で宮城県、福島県、仙台市を除いて集計された速報値)

会議では、所管課から、「大阪での悲惨な事件などの影響があると思われるものの、大幅な増加の原因は分析しきれていない。市民からの相談・通報に加えて、関係機関からのものの増加が顕著である」等の説明がありました。

死亡事例の検証では、0歳児が40.8%と最も多くなっていることから、望まない妊娠について相談できる体制、養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備が必要とされ、近く取り組みの促進についての通知を発出する予定となっています。

標記会議の資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています

当該資料の掲載ページ URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kaigi/110803.html>

4. 「子ども・子育て新システム」中間とりまとめが決定される

～社会的養護における都道府県の役割、措置制度等の維持等を明確化～

7月6日に、子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチームが開催され、「子ども・子育て新システム」に関する「中間とりまとめ（案）」の協議が行われました。これは、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性をもとに検討が行われてきたものです。

その後、7月27日の「子ども・子育て新システム検討会議」を経て、同29日の「少子化社会対策会議」において「中間とりまとめ」が決定されました。

「新システム」における社会的養護や障害等、ニーズに対応する専門性が高いとされる施策については引き続き都道府県が担うものとし、児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持するとしてうえて、市町村と都道府県等の関係は今後さらに検討するとしています。

また、「新システム」の所要額は保育等の量的拡充と職員配置の充実などの質の改善（機能強化）を合わせて、2015年度公費ベースで1兆円超と見込まれています。

この財源については、「社会保障・税一体改革成案」（6月30日・政府・与党社会保障改革検討本部決定）において子ども・子育て分野の所要額として7,000億円が計上され、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の財政措置を今後検討するとしています。あわせて、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保にむけ、経済状況の好転を条件として、2010年代半ばに段階的に消費税率を10%に引上げる方針が決定され、7月1日に閣議報告が行われました。

前記の「社会的養護の課題と将来像」で示された「直接職員の基本配置の引上げ」等の、いわゆる質の改善については、「新システム」の実施とあわせて行うとされていることから、今後ともその推移を注視していく必要があります。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)は、内閣府ホームページに掲載されています

当該資料の掲載ページ URL

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/index.html>

(トップページ→「子ども・子育て施策」→「少子化社会対策トップ」→「もっと詳しく知りたい」

→「子ども・子育て新システム検討会議について」) ※「中間とりまとめ」は当該ページ中段になります

5. 平成 23 年度第二次補正予算が成立(7 月 25 日)

～「児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策の実施」等を盛り込む～

7 月 25 日、東日本大震災からの復旧に向けた総額 2 兆円の第二次補正予算が原案どおり成立しました。福島第一原子力発電関連の被害を含む東日本大震災の被災に関する支援事項が主な内容となっています。そのうち厚生労働省関係では 45 億円となっており、児童福祉に関する事項としては、「福島県内外の保育所などの園庭のうち毎時 1 μ S V (マイクロシーベルト) 以上の放射線量を観測したものについての表土除去処理事業に支援を行う」として 4.6 億円の予算が計上されています。本事業は、園庭において毎時 1 μ S V 以上の放射線量を観測したすべての地域の児童福祉施設が対象となります。

平成 23 年度厚生労働省第二次補正予算(案)の概要は、同省ホームページに掲載されています
(「案のとおり成立しました」と記載されています)

当該資料の掲載ページ URL <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/02index.html>

6. 東日本大震災により離職した社会福祉事業従事者の就職支援

東日本大震災の発生に伴い、社会福祉施設等に大きな被害が生じました。地震発生後 5 か月が経過し、被災地では生活復興にむけて動きだしていますが、働く場を失った社会福祉施設等の職員に対する就職支援が重要となっています。

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センターでは、特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の社会福祉協議会(以下「社協」)福祉人材センターと連携し、各都道府県社協福祉人材センターを通じて居住等の配慮を要する被災者(福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者を含む)用求人情報の周知と就職支援等への取り組みを行っています。

具体的に求人を行うにあたっては、福祉人材センターへの登録手続きが必要となります。また、その紹介により被災者を雇用する場合は、被災者雇用開発助成金(※1)を活用できます。詳細は各都道府県社協の福祉人材センター(※2)にお問い合わせください。

(※1)「被災者雇用開発助成金」について(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/koyou.html

(※2)「福祉人材センター・バンク」について(「福祉のお仕事」ホームページ)

<http://www.nw.fukushi-work.jp/>

7. 新たな「社会福祉法人会計基準」を制定・通知

新たな「社会福祉法人会計基準」が制定され、7月27日付けで国から各都道府県知事、政令指定都市・中核市市長あてに通知されました。新会計基準の基本的考え方として、

- ①社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を対象とする
- ②法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする
- ③既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準、企業会計原則等を参考とする

の3点が示されており、社会福祉法人が経営する児童養護施設も対象となっていますのでご注意ください。通知、基準・注解・財務諸表様式等は、全国社会福祉協議会・全国社会福祉施設経営者協議会ホームページ（下記）に掲載されています。

本件についてパブリックコメントが行われた結果、移行期間については平成27年度（予算）まで延長されています。

通知、基準・注解・財務諸表様式等の資料は、全国経営協ホームページに掲載されています

当該資料の掲載ページ URL <http://www.keieikyo.gr.jp/kaikei.html>

8. 全国児童養護施設協議会からのお知らせ

（1）「東日本大震災 被災地児童養護施設支援募金」の累計額が620万円余に

全養協では、岩手県、宮城県、福島県等被災地域の児童養護施設の子どもたちの生活やその運営、活動を支援することを目的に標記募金を実施しており、8月3日現在、6,239,560円の募金をお預かりしています。皆様のご支援に心より感謝申しあげます。本募金は、8月末まで下記概要により実施いたしておりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申しあげます。

【概要】

- | | |
|------|--|
| 名称 | 東日本大震災 被災地児童養護施設支援募金 |
| 実施主体 | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会 |
| 募金使途 | 被災地域の児童養護施設の運営・活動支援（詳細は別途協議のうえ決定します） |
| 期間 | 平成23年6月10日（金）より8月31日（水）まで |
| 募金額 | 任意（一口単位の金額設定はありません） |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none">・本募金は、児童養護施設相互の互助的な目的をもって実施します。・税制上の優遇措置の対象にはなりません。（領収証は発行いたしません）・本募金への措置費からの支出は認められません。ご注意ください。 |

【募金振込口座について】

三井住友銀行 東京公務部（普通） 1 5 1 1 6 8

シヤイクツホジソ ゼンコクシヤイクツキョウキ カゼンコジト ウヨコ シツキョウキ カイパ グチ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会カンパロ

カチヨウ カミ ヨシヨウ

会長 加賀美 尤祥

（2）「第 65 回全国児童養護施設長研究協議会」を開催します

【 11 月 9 日（水）～11 日（金）：埼玉県さいたま市 】

本年 11 月 9 日（水）～11 日（金）の 3 日間、埼玉県さいたま市「パレスホテル大宮」を会場に、『第 65 回全国児童養護施設長研究協議会（埼玉大会）』が開催されます。

今年度は『社会的養護の課題と将来像』や親権制度の見直し、児童福祉施設最低基準の条例委任等の地域主権（地方分権）改革など児童養護施設を取り巻く多くの課題もあることから、全国の児童養護施設長や職員をはじめとする多くの関係者の皆様の積極的な参加をお待ちしています。

各施設への開催要綱の送付と参加申込みの開始は 9 月上旬を予定しています。

（3）「第 31 回児童文化奨励絵画展」作品募集中です

今年で第 31 回を迎える本絵画展は、教育者・洋画家であり、高知県・愛童園元園長の故大野長一氏のご寄付をもとに、さらに中澤文子氏（故中澤英三全養協元会長夫人）からのご寄付を得て全養協が設置・運営している「児童文化奨励基金」により実施しています。都道府県・指定都市段階での予備審査と、児童文化奨励絵画展審査委員会による審査を経て、11 月 9～11 日に埼玉県で開催される「第 65 回全国児童養護施設長研究協議会」で金・銀・銅賞作品の発表および絵画の展示が行われます。

現在、作品を募集中です。応募の方法等の詳細は、各施設にお送りしている実施要綱をご参照ください。（実施要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています）

（4）「第 20 回雨宮児童福祉財団就学助成金」申請要項をお送りしています

（財）雨宮児童福祉財団より、本年度も児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学・短大等に入学する場合の修学助成金として入学金を助成していただけます。

①対 象：平成 24 年 3 月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。

②助成内容：入学金のみ

③申請受付：平成 23 年 9 月 1 日（木）から【※ご注意ください】

④申請締切：【第 1 次締切】平成 23 年 10 月 31 日（月）

【最終締切】平成 23 年 11 月 25 日（金）当日消印有効

詳細はすでにお送りしている申請要項をご参照ください。

（申請要項は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています）

8. 全国社会福祉協議会からのお知らせ

～平成 23 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集します～

本研究助成は、故 植山つる氏（元 淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和 53 年度に発足したものです。児童福祉の実践処遇の仕事に情熱を燃やし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部が助成されます。

申込み締め切りは 9 月 23 日（金）です。詳細は別添の募集要項をご確認ください。

（募集要項は近日全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載します）